

岐阜県公報

目次

岐阜県立職業能力開発校条例施行規則

(労働雇用課)

ページ
—

規則

号外 (六) 平成二十三年 四月 一日

岐阜県立職業能力開発校条例施行規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十一号

岐阜県立職業能力開発校条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県立職業能力開発校条例(平成二十三年岐阜県条例第十八号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(訓練課程等)

第二条 岐阜県立職業能力開発校(以下「開発校」という。)における訓練科、訓練の課程、定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。

名称	訓練科		訓練の課程	定員	訓練期間
	自動車エンジニア科	設備システム科			
国際たくみアカデミー職業能力開発校	住宅建築科	短期課程	普通課程	二〇人	二年
			短期課程	一〇人	一年
木工芸術スクール	木工・建築意匠科	短期課程	普通課程	二〇人	一年
			普通課程	一〇人	一年
	建築コース	短期課程	普通課程	二〇人	一年
			普通課程	一〇人	一年

2 開発校は、前項に規定する訓練のほか、職業に必要な技能(高度の技能を除く。)及びこれに関する知識を習得しようとする者を対象とした訓練を行うことができる。

(退学した者の授業料)
 第三条 前期に退学した者の後期に納入すべき授業料は、徴収しないものとする。
 (授業料等の免除等)

第四条 条例第七条の規定による授業料の全部若しくは一部の免除若しくは入校金の全部の免除又は納入期限の延長(以下これを「免除等」という。)は、学業に精励し、人物健全な者で、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者の世帯に属する者

二 長期疾病、生業の不振又は失業のため、その生計が著しく不良となり、前号の被保護者に準ずる程度に困窮していると認められる世帯に属する者

三 公共職業安定所長に公共職業訓練の受講の指示を受けて入校する者

四 天災その他不慮の災害により住家又は事業用資産に著しい損害を受け、学費の支弁が困難となった世帯に属する者

五 その他知事が特に免除の必要があると認めたる者

2 入校金の納入期限の延長は、前項各号に定める者のほか、公共職業安定所長に公共職業訓練の受講の指示を受けて入校する見込みの者に対して行うことができる。
 (免除の範囲等)

第五条 授業料の免除は、月割額に免除が必要と認められる期間の月額を乗じて得た額とする。

2 入校金の免除は、全額とする。

3 当該学年の期間を超えてなお授業料の免除を受けようとするときは、改めて当該免除に係る申請手続を行わなければならない。

(納入期限の延長)
 第六条 授業料の納入期限の延長をする期間は、納入期限を異にする期の納入額分ごとに必要と認められる期間をもつて定める。

2 入校金の納入期限の延長をする期間は、全額について必要と認められる期間をもつて定める。

3 第一項の納入期限の延長をする期間は、当該年度を超えて定めのないものとする。

4 第二項の納入期限の延長をする期間は、入校年度を超えて定めのないものとする。
 (免除等の申請書類の提出等)

第七条 授業料の免除を受けようとする者は、授業料免除申請書(別記第一号様式)に

次に掲げる書類を添えて、知事の指定する日までに、開発校の校長(以下「校長」という。)を経由して知事に提出しなければならない。

一 家庭状況書(別記第二号様式)

二 第四条第一項第一号に該当する場合にあつては、市町村長又は福祉事務所長の発行する当該生活保護を受けている旨を証明する書類

三 第四条第一項第二号に該当する場合にあつては、生活の困窮の程度を証明する書類

四 第四条第一項第三号に該当する場合にあつては、公共職業安定所長の発行する職業訓練受講指示書の写し

五 第四条第一項第四号に該当する場合にあつては、市町村長の発行する災害証明書

2 入校金の免除を受けようとする者は、入校金免除申請書(別記第三号様式)に前項各号に掲げる書類を添えて、知事の指定する日までに、校長を経由して知事に提出しなければならない。

3 授業料又は入校金の納入期限の延長を受けようとする者は、授業料・入校金納入期限延長申請書(別記第四号様式)に第一項各号に掲げる書類及び公共職業安定所において求職の申込みをしていることを証明する書類の写し(第四条第一項に該当する場合に限る。)を添えて、知事の指定する日までに、校長を経由して知事に提出しなければならない。

4 校長は、前三項の規定により申請に係る書類を受け付けたときは、速やかに実情を調査し、当該書類に意見を付して知事へ送付しなければならない。

5 知事は、第一項から第三項までの規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、授業料又は入校金の免除等をすべきものと認めるときは、免除の額及び期間又は納入期限を延長する期間を決定し、校長を経由して申請者に対しその旨を通知するものとする。

(免除等事由消滅の届出)
 第八条 授業料の免除等を受けている者は、当該免除等に係る期間中において免除等の理由がなくなつたときは、速やかに授業料免除等事由消滅届(別記第五号様式)を校長を経由して知事に提出しなければならない。

(免除等の取消し)
 第九条 知事は、授業料の免除等を受けている者が前条の授業料免除等事由消滅届の提出を怠つたとき、偽りその他不正の手段により免除等を受けたことが判明したとき又

は懲戒処分を受けたときは、校長の報告を受けて当該免除等を取り消すことができる。

2 知事は、入校金の免除等を受けた者が偽りその他不正の手段により免除等を受けたことが判明したときは、校長の報告を受けて当該免除等を取り消すことができる。

3 前二項の規定により授業料又は入校金の免除等を取り消された者は、当該免除等の決定があつた日に遡つて当該免除等の決定を受けなかつたものとして、所定の額を納付しなければならない。

4 知事は、第一項又は第二項の規定により授業料又は入校金の免除等を取り消したときは、校長を経由して当該免除等を取り消された者に対しその旨を通知するものとする。

(寄 宿 舎)

第十条 寄宿舍の管理運営に関し必要な事項は、校長が定める。

(委 任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、開発校の管理運営に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

(施 行 期 日)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、入校金に関する部分は、平成二十三年四月一日から施行する。

(岐 阜 県 立 職 業 能 力 開 発 校 管 理 規 則 の 廃 止)

2 岐阜県立職業能力開発校管理規則(昭和四十九年規則第五十八号)は、廃止する。

平成二十三年四月一日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター